

保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所

問い合わせ

こども課 ☎0984-23-1278

保育所・小規模保育事業所

就労等のために家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設

【対象年齢】

- ・保育所 0歳～小学校就学前
- ・小規模保育事業所 0歳～2歳

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育・保育を一体的に行う施設

【対象年齢】

0歳～小学校就学前

幼稚園

小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行う施設

【対象年齢】

満3歳～小学校就学前

【認可保育所、認定こども園、幼稚園等の施設一覧】

小林市内の認可保育所等の施設は、右の二次元バーコードから確認ください。
※市ホームページの園名をクリックすると各園のホームページを確認することができます。



保育の必要性の認定

保育所、認定こども園等を利用する場合には、お住まいの市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定の区分は年齢や保育の必要性の有無によって、3種類あります。保育所等を利用する場合には、2号認定（満3歳以上）または3号認定（満3歳未満）を受ける必要があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間（1日4時間を標準）	幼稚園 認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間（1日最長11時間） 保育短時間（1日最長8時間）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			

入園申込

保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所に入園を希望する方を対象に、入園申込受付を行っています。随時受け付けますので、こども課または各園へご相談ください。

※施設等の種類によって申込方法が異なります。

1号認定（幼稚園、認定こども園の利用）を希望する場合

- 施設へ直接申込

2号・3号認定（保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用）を希望する場合

- 市（こども課）の窓口へ申込

※詳しくは市ホームページに掲載しています。右の二次元バーコードからご確認ください。



【認可保育所、認定こども園、幼稚園等の空き情報について】

小林市内の認可保育所等の空き状況は、右の二次元バーコードから確認ください。
あくまでも目安であり、入園をお約束するものではありません。
入園申込の際の参考としてご利用ください。



特別保育

延長保育

開所時間の前後において、通常の保育時間を超えて保育を行います。延長時間・料金は、施設によって異なります。

一時保育

保護者の就労や病気やけが、冠婚葬祭、また育児による疲れなどにより一時的に保育が困難となる児童を保育所等において保育します。

障害児保育

保育に欠ける児童であって、集団保育が可能で日々通所できる場合は、通常保育を利用できます。
※入所希望の保育所等にお問い合わせください。

休日保育

保護者の就労形態ややむを得ない事情のため、日曜日・祝日において家庭保育が困難となる児童を保育所において保育します。原則、在園児のみの保育とします。

幼稚園型一時預かり（預かり保育）

教育時間の前後や土曜日、長期休業中に幼稚園等において預かります。時間や料金は施設によって異なります。

病後児保育（詳細は別記 P14）

病気の回復期にある乳幼児を、保護者が就労等で保育ができないときに一時的に預かります。

認可外保育施設

「認可外保育施設」とは、保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所以外のものを総称しています。個人、団体、民間会社等が設置しており利用形態も様々です。
※必ず希望施設に直接連絡し、見学してから、申請書等を提出してください。
※保護者が直接施設に申し込みます。

小林市内の認可外保育施設の施設は、右の二次元バーコードから確認ください。
※市ホームページの園名をクリックすると各施設のホームページを確認することができます。



こども誰でも通園制度（乳児等通園支援）

保護者の就労等の理由を問わず、月10時間まで幼稚園・保育所・認定こども園等を利用できます。

【利用対象者】以下の全てに該当するお子さんが利用できます。

- (1) 0歳6か月から満3歳未満まで（※対象年齢は実施施設により異なります。）
- (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設に在籍していない

【利用時間】一人当たり月10時間まで

※利用時間は実施施設により異なります。

※1回の最低利用時間は、1時間からです（1時間以降は30分単位で利用可能）。

【利用料金】一人1時間当たり300円程度 ※給食やおやつ等がある場合は、別途料金がかかります。



要 申請

要 申込